

# 不動産登記

## に関する問題を解決します!!

土地家屋調査士法人  
白石事務所

&

司法書士法人  
さいわい総合事務所

お困りの方  
ご相談  
ください



- 戸建の新築・再築
- 分譲マンションの新築
- 増築／一部取壊し
- 取壊し
- 一筆の土地を数筆に分ける
- 数筆の土地を一筆の土地にする
- 駐車場を宅地に変更する
- 登記面積を実測面積に変更する
- 土地、建物を購入した
- 土地建物を贈与した
- 建物を新築した
- 融資を受ける
- ローンを完済した



法人2社共同のワンストップ解決で  
ラクラク、スピーディーな  
無駄のない不動産登記を実現します!

# 不動産登記に関する問題を

## 土地家屋調査士と司法書士が

### 共同で解決します！

不動産登記制度とは、土地・建物の現況と権利関係を一般の方々に公開することで、取引の安全と円滑をはかる制度です。不動産登記は大きく分けて、「表示に関する登記」と「権利に関する登記」の2種類があります。表示に関する登記は不動産の面積などの現況を、権利に関する登記は不動産の所有者などの権利関係を扱っています。正確に登記申請することが、皆様の大切な財産である不動産の権利を守ることに繋がります。

#### 不動産登記の種類



#### 表示に関する登記

### 土地家屋調査士のサービス

【土地家屋調査士法人白石事務所】

表示に関する登記は、人間でいう戸籍と同じです。「いつ」「どこに」「どんな」不動産が「誕生」したのかを申請しなければいけません。また、申請した内容と現況とに不一致が生じた場合も同様です。土地家屋調査士はそれらの申請をお客様の代理人として、現地調査から図面作成までを含めた登記手続きを行っております。

#### 建物

- 戸建の新築・再築 ▶ 建物表題登記
- 分譲マンションの新築 ▶ 区分建物表題登記
- 増築・一部取壊し ▶ 表題部変更登記
- 取壊し ▶ 滅失登記

#### 土地

- 一筆の土地を数筆に分ける ▶ 分筆登記
- 数筆の土地を一筆の土地にする ▶ 合筆登記
- 駐車場を宅地に変更する ▶ 地目変更登記
- 登記面積を実測面積に変更する ▶ 地積更正登記

#### 権利に関する登記

### 司法書士のサービス

【司法書士法人さいわい総合事務所】

権利に関する登記は、文字通り不動産の権利関係(所有者は誰か、抵当権は付いているか)に関する登記です。表示に関する登記とは異なり申請義務はありません。しかし、登記をしなければ、最悪不動産を取得できなくなってしまう等重大なトラブルに巻き込まれてしまう可能性があります。ご自身の権利を守るため迅速な申請が必要です。

- 土地、建物を購入した
- 土地建物を贈与した
- 建物を新築した
- 融資を受ける
- ローンを完済した

# ワンストップでスピーディーに、 かつ費用も節約!



私たちは、不動産登記の分野において、司法書士法人と土地家屋調査士法人の両法人※1が提携することによって川崎を中心に首都圏近郊のお客様へのワンストップサービスを、目指しています。

通常では、お客様に「表示に関する登記」の専門家である土地家屋調査士、「権利に関する登記」の専門家である司法書士をそれぞれ探してもらって登記手続きを依頼する流れになりますが、ワンストップサービスとは一度のご依頼で事件完結出来る非常に便利なサービスです。メリットとしては、窓口の一本化でお客様のご負担が軽減でき、必要書類の受け渡しや引き継ぎ等がスピーディーになり、なお且つ費用も節約できるなどといったことがあげられます。

つまり、「負担」・「時間」・「費用」の軽減されるのです。

※1司法書士法人、土地家屋調査士法人は、個人事務所と異なり、複数の資格者が在籍しており株式会社などと同様法人格があります。

(現在川崎市内に土地家屋調査士法人は当事務所のみ、司法書士法人は6つしかありません。平成23年1月現在)

個人事務所と違い、資格者が交通事故・体調不良等で突然の廃業してしまうなどといったリスクが少なく、個人事務所に比べて当然スタッフも多いので、よくある「電話をしてもなかなか資格者につながらない」「忙しいことを理由に自分の事件の処理を後回しにされている」などといったご不満からお客様が解放されます。

## ワンストップのメリット

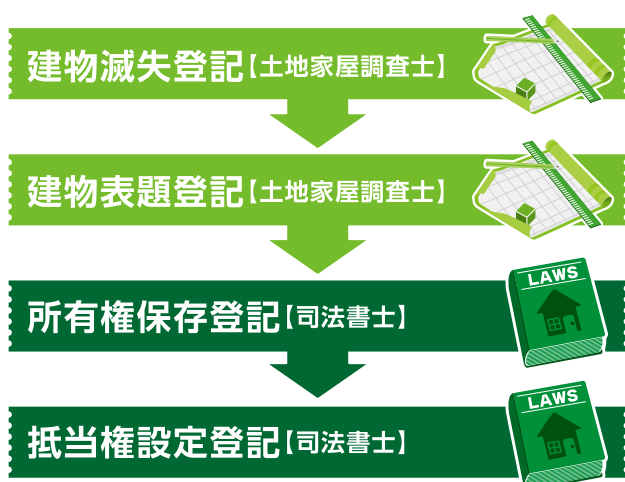
- ⊕ 時間の節約
- ⊕ 調査士、司法書士それぞれ探し直す手間が省ける
- ⊕ 自分で説明し直す手間が省ける
- ⊕ 事務所に出向く回数が省ける
- ⊕ 資料の受け渡しの手間も省ける

## 法人であるメリット

- ⊕ 事務員ではなく、複数いる資格者が必ず対応!!
- ⊕ 事業主の引退や病気、交通事故など廃業などのリスクがない!

### CASE 1

#### 建物建て替えのケース

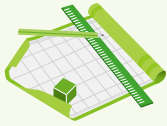


### CASE 2

#### 土地・建物を相続によって取得し、 遺産分割するケース



# 事務所概要



土地家屋調査士法人白石事務所  
(ランドサーベイグループ)



司法書士法人さいわい総合事務所

住 所 〒212-0015 川崎市幸区柳町6-2

取扱業務 不動産登記／境界確定／ADR／測量全般

営業時間 8:30～17:30(平日)

T E L 044-543-7613(代表)

F A X 044-543-7610

Webサイト <http://www.landsurvey.jp/>

代表者 白石雅晴

- ・川崎市川崎区生まれ
- ・関東学院大学法学部卒業
- ・都内土地家屋調査士事務所勤務
- ・平成18年土地家屋調査士試験合格
- ・株式会社ランドサーベイ勤務
- ・平成22年12月土地家屋調査士法人白石事務所設立

所 属

- ・神奈川県土地家屋調査士会  
登録番号2753号
- ・民間紛争解決手続代理関係業務(ADR)  
認定番号302011号
- ・一般社団法人  
日本クルディスタンビジネス協会  
コンサルタント

住 所 〒212-0014  
神奈川県川崎市幸区大宮町5番地太尾ビル7階

取扱業務

- ・不動産登記・商業登記・債務整理
- ・消費者訴訟・遺言・相続
- ・裁判事務  
(簡易裁判所での訴訟代理及び本人訴訟支援)

営業時間 9:00～20:00

T E L 044-542-1658(代表)  
044-379-5278(登記部直通)

F A X 044-542-1659

E-mail [saiwai-office@utopia.ocn.ne.jp](mailto:saiwai-office@utopia.ocn.ne.jp)

Webサイト <http://www.saiwai-office.com/>

代表者 吉川祐平

- ・東京都三鷹市生まれ
- ・上智大学法学部卒業
- ・平成15年司法書士試験合格
- ・都内法律事務所勤務を経て、  
「さいわい総合司法書士事務所」設立
- ・事務所法人化に伴い、事務所名称を  
「司法書士法人さいわい総合事務所」に改称

所 属

- ・神奈川県司法書士会所属  
登録番号1276号
- ・モーゲージプランナー  
(会員番号:M-10-102-000768号)
- ・法テラス 日本司法支援センター相談員



土地家屋調査士法人  
白石事務所

[JR川崎駅西口] 徒歩10分  
[南武線尻手駅] 徒歩5分



司法書士法人  
さいわい総合事務所

[JR川崎駅西口] 徒歩1分

